新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							

ロ　市場デリバティブ取引の状況

区　分		売　付	買　付	合　計	備　考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ハ　店頭デリバティブ取引の状況

区　分		売　付	買　付	合　計	備　考
先渡取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

ニ　外国市場デリバティブ取引の状況

区　分		売　付	買　付	合　計	備　考
先物取引	株券に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

（注意事項）

1　当期中に行われた有価証券の売買及びデリバティブ取引の状況を記載すること。

2　「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。

3　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下３において同じ。）を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

ホ　金融商品取引行為の相手方の状況

相　手　方	取　引　額	備　　考

（注意事項）

1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下⑱において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として未上場会社（その発行するいずれの有価証券も金融商品取引所（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に上場されていない会社をいう。）が発行する株券を投資の対象とする法第２条第８項第15号に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは、記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。